

## 川崎港における輸出コンテナの放射線量率測定に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、平成23年4月22日付け国土交通省発表の「港湾における輸出コンテナの放射線測定のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)による放射線量率の測定(以下次条までにおいて「測定」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (測定)

- 第2条 測定は、測定の確認を希望する者(以下「測定確認希望者」という。)が行う。
- 測定確認希望者は、書式1に必要事項を記入し、川崎港管理センター港営課に測定の確認を申請するものとする。
  - 前項の規定による申請(以下「確認申請」という。)の受付時間は、原則として、本市の開庁時間内とする。
  - 確認申請の受付方法は、窓口、電子メール、ファクシミリのいずれかとする。
  - 測定を実施する者は、書式1にて申請する測定者とし、川崎市港湾局(以下「港湾局」という。)が開催する所定の講習会を受講した者に限る。なお、当該講習会の受講者は、別紙第1にて川崎港管理センター港営課長(以下「港営課長」という。)が管理する。
  - 測定場所は、原則として、別紙第2に定める場所とする。
  - 測定方法及び基準値は、ガイドラインに沿ったものとする。

### (測定機器等)

- 第3条 前条の測定に使用する測定機器は、ガイドラインに定めた仕様を満たすものとする。
- 測定確認希望者の求めに応じて、港湾局は、測定確認希望者に対し、測定機器及び線量計を無償で貸与することができる。なお、貸与に関する手続き等は港営課長の指示によるものとする。

### (除染作業)

- 第4条 ガイドラインに基づき、コンテナの除染作業の必要が生じた場合は、書式1にて申請した除染処理責任者(以下「除染責任者」という。)が除染作業の対応を取るものとする。
- 前項による除染を行う場所は、別紙第2に定める除染・一時留置エリアのうち、港営課長の指示による場所とする。
  - 第1項による除染作業に使用した道具等は、別紙第2に定める場所に保管するものとする。

### (通報基準値測定時の対応)

- 第5条 ガイドラインにおける「通報基準値」以上の放射線量率が測定された場合は、除染責任者がただちに別紙第3の通報先に連絡するものとする。
- 前項の規定による通報を行った者は、関係機関からの指示があるまで、別紙第2に定める除染・一時留置エリアのうち、港営課長の指示する場所に当該コンテナを一時留置することとする。

### (証明申請)

- 第6条 測定結果についてガイドラインに定められた証明の発行を求める者は、書式2に必要事項を記入し、川崎港管理センター港営課に証明の発行を申請するものとする。
- 前項の規定による申請(以下「証明申請」という。)の受付時間は、原則として、本市の開庁時間内とする。

3 証明申請の受付方法は、窓口、電子メール、ファクシミリのいずれかとする。

(証明発行)

第7条 証明申請に対し、港湾局は、書式3による証明を無償で発行する。なお、発行に関する手順等は別途定める。

2 証明の発行は、原則として、本市の開庁時間内とする。

3 証明の発行方法は、書式2の申請者の希望により、窓口、電子メール、ファクシミリのいずれかとする。ただし、電子メール及びファクシミリによる発行方法は、日本国内のメールアドレス及びファクシミリ番号に対する場合に限る。

(証明の管理)

第8条 港営課長は、前条の規定による証明の発行において、別紙第4により発行番号の管理を行うものとする。

(事務担当)

第9条 この要綱に関する事務担当課は、次のとおりとする。

(1) 測定及び証明に関する事務 川崎港管理センター港営課

(2) 国土交通省及び他自治体・団体との調整に関する事務 港湾局港湾経営部経営企画課

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、輸出コンテナの放射線量率測定の実施に関し必要な事項は港湾局長が別途定める。

2 ガイドラインが見直された場合は、この要綱を見直すものとする。

附 則

この要綱は、平成23年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月10日から施行する。

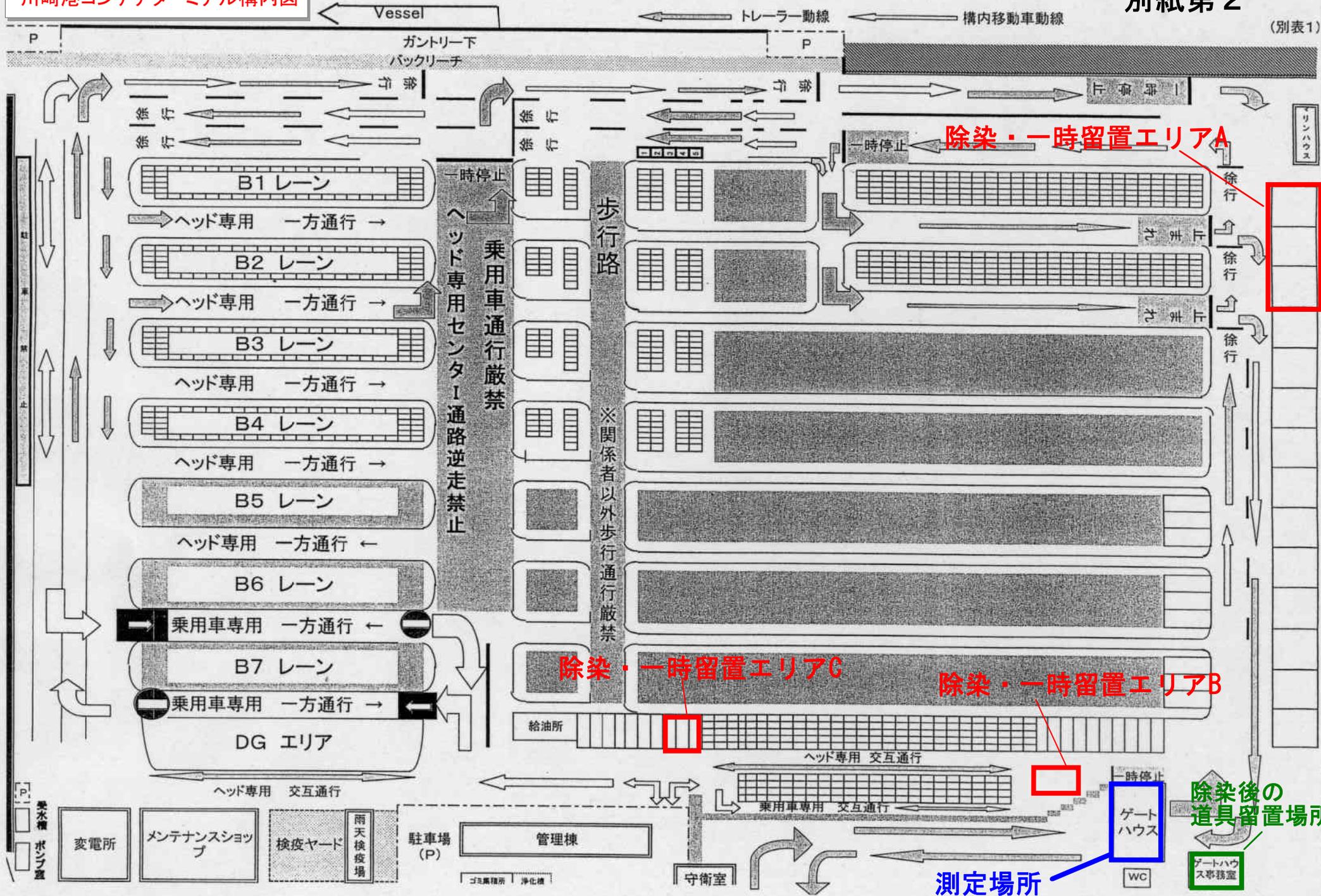
別紙第 1

担 当	課長補佐	課 長

機器講習会参加者管理簿

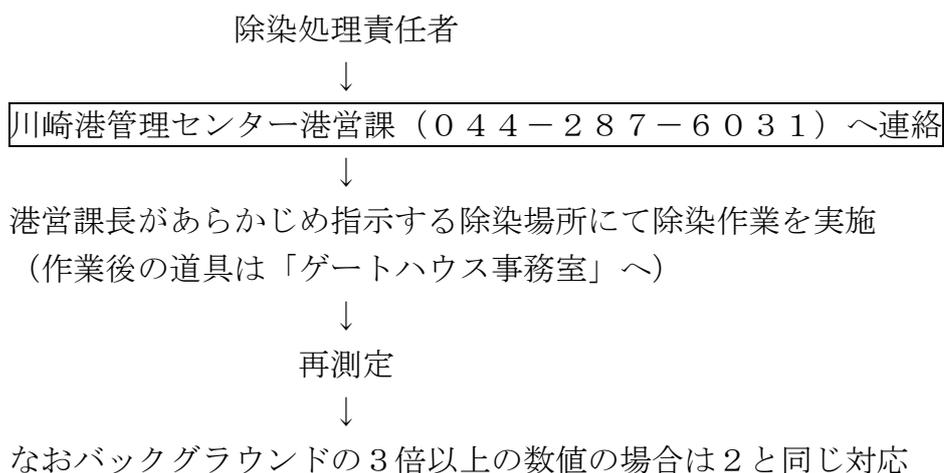
- 1 講習会開催日時      年    月    日    時    分から    時    分
- 2 講習会開催場所
- 3 当日責任者
- 4 講習受講者

	所属	氏名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
1 0		
1 1		
1 2		
1 3		
1 4		
1 5		



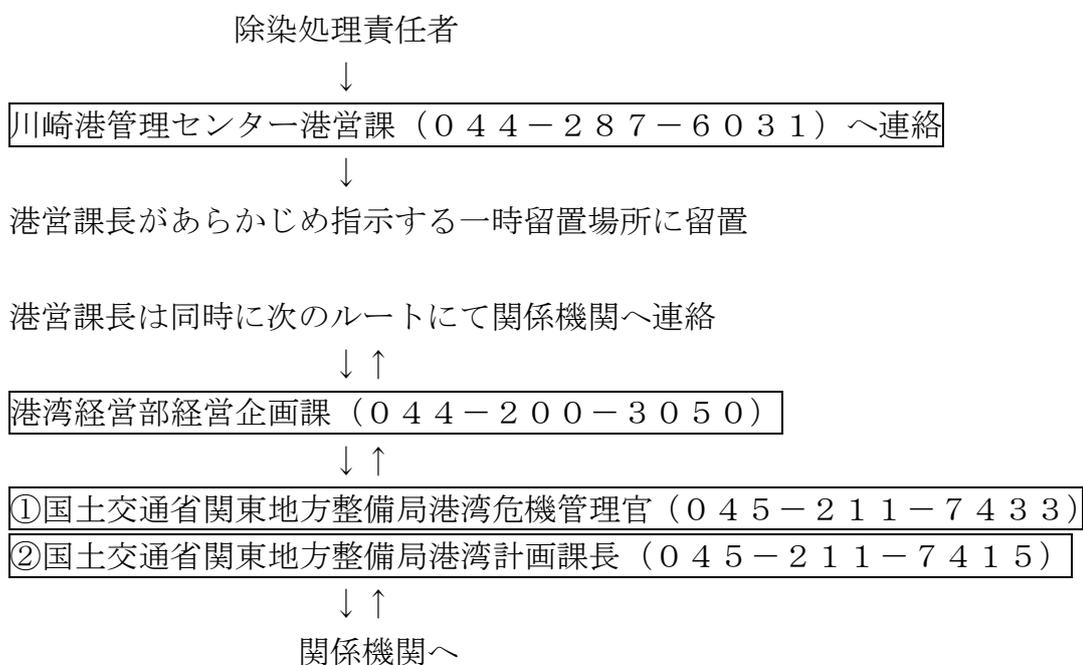
「通報基準値」計測時対応フロー

1 バックグラウンドの3倍以上の数値を検出した場合



2 通報基準値を検出した場合

(= 5  $\mu$ Sv/h 又は除染後もバックグラウンドの3倍以上)



別紙第 4

証明発行番号管理簿

番号	発行日	発行相手（会社名）	コンテナ番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

書式1

担 当	課長補佐	課 長

申請日) 平成 年 月 日

あて先) 川崎市港湾局長

申請者) 会社名 \_\_\_\_\_

申請担当者名 \_\_\_\_\_

弊社は、国土交通省が定める「港湾における輸出コンテナの放射線測定のためのガイドライン」に基づき輸出コンテナの放射線測定を実施しますので、川崎市港湾局に確認をお願いしたく、ここに次の内容で申請します。

なお、本ガイドラインに基づく放射線測定は、出港時の放射線測定値を確認するものであり、着地港における放射線値を保証するものではないことを理解します。

### 承認申請に際し必要な事項

#### 1 測定関係

- 測定責任者・連絡先 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_
- 測定者氏名 \_\_\_\_\_ 講習会受講確認  \*
- 測定期間 平成 年 月 日 から 月 日
- 測定場所 川崎港コンテナターミナルゲート  
※上記以外の場所の場合のみ記載 \_\_\_\_\_
- 測定対象 【 全数 特定のコンテナ 無差別サンプル等 】
- 測定器製造会社及び機器名 ※川崎市港湾局からの貸与品以外の場合のみ記載  
製造会社 \_\_\_\_\_ 型番 \_\_\_\_\_
- 校正を証明する書類 ※川崎市港湾局からの貸与品以外の場合のみ添付

#### 2 基準値以上の対応関係

- 除染処理責任者・連絡先 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_
- 除染場所、使用後の除染器具等の管理場所、隔離蔵地場所  
川崎港コンテナターミナル内の港湾局が指定する場所

\*は港湾局が記載します。

書式 2

担 当	課長補佐	課 長

輸出コンテナにおける放射線測定に関する証明書発行申請書

あて先) 川崎市港湾局長

申請日) 平成 年 月 日

申請者) (日本語) \_\_\_\_\_  
 (英 語) \_\_\_\_\_  
 連絡先) (電話番号) \_\_\_\_\_  
 (担当者) \_\_\_\_\_  
 (確認者) \_\_\_\_\_ \*

国土交通省の定めるガイドラインに沿って輸出コンテナの放射線量について次のとおり測定しましたので、証明書の発行を申請します。

証明書受領希望日 平成 2 3 年 月 日  
 希望する受領手段 窓口 電子メール ( ) FAX ( )

※いずれかに○。電子メール希望の際はアドレス、FAX希望の際は番号を記載。  
 ※電子メール及びFAXは国内に限ります。  
 \*は港湾局が記載します。

Date of Measurement: 2011/\_\_\_/\_\_\_, \_\_\_ : \_\_\_ (AM,PM)  
 Location of Measurement: Port of Kawasaki, Kawasaki Container NO.1 Wharf  
 Surveyor: \_\_\_\_\_  
 Container Number: \_\_\_\_\_  
 Survey Equipment: GM type Survey Meter, (Ludlum Model 2401-P)  
 Measurement Method: The radiation measurement was implemented, by \_\_\_\_\_ Co. Ltd., based on “the guideline for radiation measurement on export containers” of the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

I hereby attest that the following measurement results were observed.

Measurement Point	Max. Value (μSv/h)	Min. Value (μSv/h)
1. Left Surface		
2. Right Surface		
3. Aft (Door) Surface		
4. Fore Surface		

\*) 4.Fore surface shall be measured only when tractor is removed.

Measurement Point	μSv/h
Background Radiation	

**ATTESTATION**

(For Radiation Dose Measurement)

This is to certify that Kawasaki port authority confirmed the radiation measurement by \_\_\_\_\_ Co., Ltd.,. Details of the radiation measurement are as follows:

Date of Measurement: 2011/\_\_\_/\_\_\_, \_\_\_ : (AM,PM)  
 Location of Measurement: Port of Kawasaki, Kawasaki Container NO.1 Wharf  
 Surveyor: \_\_\_\_\_  
 Container Number: \_\_\_\_\_  
 Survey Equipment: GM type Survey Meter, (Ludlum Model 2401-P)  
 Measurement Method: The radiation measurement was implemented, by \_\_\_\_\_ Co. Ltd.,based on “the guideline for radiation measurement on export containers” of the Ministry of Land, Infrastructure,Transport and Tourism

I hereby attest that the following measurement results were observed.

Measurement Point	Max. Value (μSv/h)	Min. Value (μSv/h)
1. Left Surface		
2. Right Surface		
3. Aft (Door) Surface		
4. Fore Surface		

\*) 4.Fore surface shall be measured only when tractor is removed.

Measurement Point	μSv/h
Background Radiation	

林 田 博 見 本 水 谷 誠

Hiroshi Hayashida/ Director General  
 Ports and Harbours Bureau  
 Ministry of Land, Infrastructure,  
 Transport and Tourism

Makoto Mizutani/ Director General  
 Port and Harbor Bureau  
 City of Kawasaki